

## 第14 非常警報器具及び設備

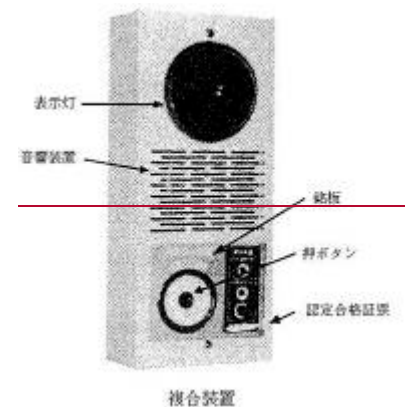
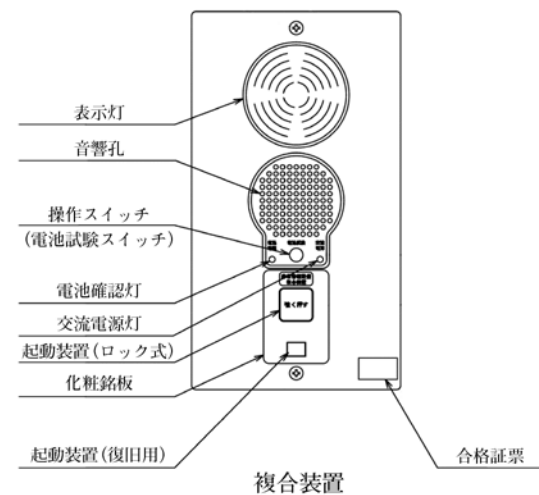
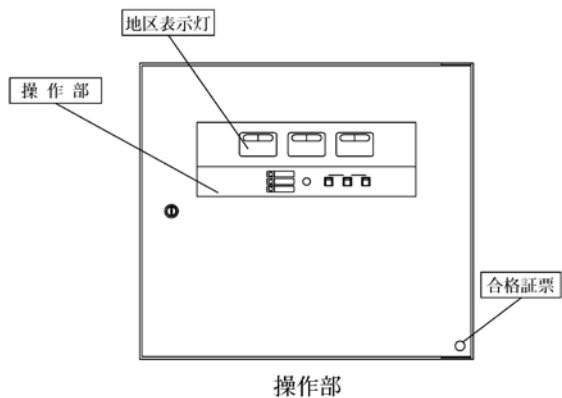
### 1 一般的留意事項

- (1) 複合装置に内蔵している起動装置、ベル及びサイレン、表示灯については、それぞれの点検項目により行うこと。
- (2) 連動停止スイッチが設けられているものにあつては、連動停止にしておき、音声警報音又は火災音信号が鳴動することによって起動信号を確認すること。
- (3) 音声警報音にあつては、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して、感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うものがあること。
- (4) 地区音響装置を省略している自動火災報知設備と連動しているものにあつては、当該自動火災報知設備の鳴動方式によること。

### 2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 ( 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 )	
非常電源 (内蔵型の ものに限 る。)	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。	
	表 示	目視により確認する。	所定の電圧及び容量の表示が適正にされていること。	
	端 子 電 圧	非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計又は回路計により確認する。	電圧計等の指示値が規定値(電圧計にあつては、赤線目もり)以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	
	切 替 装 置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	
	充 電 装 置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。	
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
非常ベル 及び自動式 サイレン	起 動 装 置	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外 形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表 示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。
		機 能	押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。

<p>操作部 及び 複合装 置</p>	<p>外 形</p>	<p>目視により確認する。</p>	<div data-bbox="1478 143 1960 550" data-label="Image"> </div> <p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p>
---------------------------------	------------	-------------------	---



第14-1図 操作部及び複合装置の例


表示 目視により確認する。

- ア スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
- イ 銘板等がはがれていないこと。

電圧計 目視により確認する。

- ア 変形、損傷等がないこと。
- イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。
- ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。

		スイッチ類	目視及びドライバー等により確認する。	ア 端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継電器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
		表示灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	ベル及びサイレン	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音圧等	起動装置の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。 ※ 他の機械等の音がある部分に設けられたものにあつては、音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 起動装置の操作により全館の音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000 m <sup>2</sup> を超える防火対象物に設ける音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 (7) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (4) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (5) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ウ 相互鳴動の場合 2以上の操作部又は複合装置が設けられている防火対象物の音響装置は、いずれの操作部又は複合装置からも鳴動できること。

				エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する音響装置は、機能が正常であること。
	表 示 灯	目視により確認する。		ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
放 送 設 備	起 動 装 置	周囲の状況	目視により確認する。	ア 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 起動装置である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		外 形	目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		押しボタン等	押しボタンの操作により確認する。	操作部において音声警報音又は火災音信号を発すること。
		自動火災報知設備の発信機及び非常電話	音声警報音を発しないものは、非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、火災音信号が鳴動すること。 
			音声警報音を発するものにあつては、自動火災報知設備の発信機又は非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、感知器発報放送を行った後、自動的に火災放送が行われること。

第14-2図 非常電話（子機）の例

		<p>非常電話及び操作部（親機）の操作により確認する。</p>	<p>操作部（親機）の呼出し音が鳴動し、相互通話が明瞭にできること。</p>  <p>第14-3図 非常電話（親機）の例</p>
		<p>2以上の非常電話の操作により確認する。</p>	<p>操作部において任意の選択が確実に行われ、選択された以外の非常電話には話中音が流れること。</p>
	<p>自動火災報知設備との連動（連動する放送設備に限る。）</p>	<p>自動火災報知設備を作動させて確認する。</p>	<p>ア 音声警報音を発しないものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、火災音信号又は音響装置が鳴動すること。</p> <p>イ 音声警報音を発するものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、感知器発報放送を行い、感知器発報放送後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送を行うこと。</p> <p>(ア) 発信機又は非常電話からの信号</p> <p>(イ) 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあつては、第1報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号</p> <p>(ウ) 非常起動スイッチ又は火災放送スイッチの起動した旨の信号</p> <p>(エ) 放送設備で設定された時間が経過した旨の信号</p> <p>ウ 出火階表示灯が点灯すること。</p> <p>エ 出火階表示灯は、火災信号が復旧するまで点灯していること。</p> <p>オ 相互に機能障害がないこと。</p>

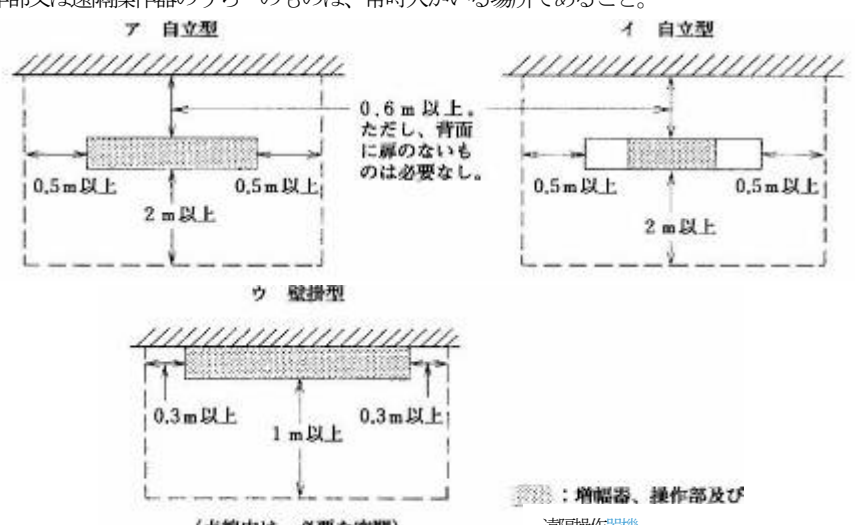
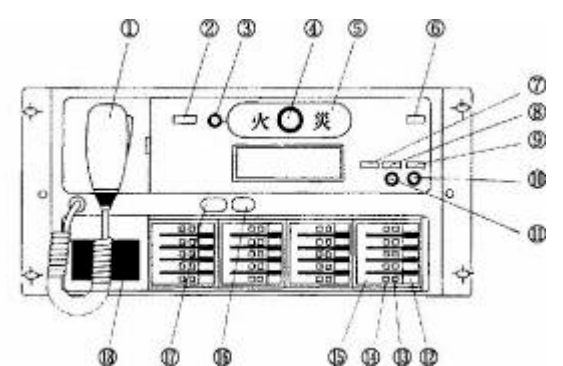
<p>増幅器、操作部及び遠隔操作器</p>	<p>周囲の状況</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>ア 周囲に使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。</p> <p>イ 操作部又は遠隔操作器のうちの一のものは、常時人がいる場所であること。</p>  <p>ア 自立型</p> <p>イ 自立型</p> <p>ウ 壁掛型</p> <p>(点線内は、必要な空間)</p> <p>第14-4図 使用上及び点検上必要な空間の例</p>
<p>外形</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。</p>  <ol style="list-style-type: none"> <li>① マイクロホン</li> <li>② 主電源表示装置</li> <li>③ 非常復旧スイッチ</li> <li>④ 非常起動スイッチ</li> <li>⑤ 火災表示</li> <li>⑥ 発報連動停止表示</li> <li>⑦ 発報放送表示</li> <li>⑧ 火災放送表示</li> <li>⑨ 非火災放送表示</li> <li>⑩ 非火災放送スイッチ</li> <li>⑪ 火災放送スイッチ</li> <li>⑫ 放送階選択スイッチ</li> <li>⑬ 階別作動表示／短絡表示</li> <li>⑭ 出火階表示</li> <li>⑮ 表示カード</li> <li>⑯ 放送復旧スイッチ</li> <li>⑰ 一斉放送スイッチ</li> <li>⑱ モニタースピーカー</li> </ol> <p>第14-5図 操作部及び遠隔操作器の例</p>

	表 示	目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	電 圧 計	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	保 護 板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継 電 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	計 器 類	電圧計及び出力計をスイッチ等の操作及び放送することにより確認する。	指針の作動が正常であること。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接 地	目視又は回路図により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	回 路 選 択	階別選択スイッチは報知区域ごとに操作し、また、一斉放送スイッチを操作することにより確認する。	選択された回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。
	2以上の操作部又は遠隔操作器	操作部又は遠隔操作器を相互に作動させることにより確認する。	一の操作部又は遠隔操作器を作動させた場合、相互の機能が正常であり、報知区域並びに操作部又は遠隔操作器の表示が適正であること。
	(2以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)	同時に通話できる設備により確認する。	相互の呼出し及び通話が明瞭であること。



	<p>遠隔操作器の連動（遠隔操作器を設けている放送設備に限る。）</p>	<p>操作部及び遠隔操作器のいずれかの操作スイッチを操作することにより確認する。</p>	<p>ア 操作部及び遠隔操作器の継電器、モニタースピーカ、出力計等が正常に作動すること。  イ 遠隔操作器の起動操作により、一斉放送が確認できること。  ウ 遠隔操作器の回路選択スイッチの操作により任意の階に放送できること。  エ 遠隔操作器のモニタースピーカにより、放送内容の確認ができること。  ※ モニタースピーカが内蔵されていないものにあつては同一室内に設けられたスピーカでモニターできること。</p>
	<p>非常用放送切替</p>	<p>一般放送状態にしておき、非常用放送を行うことにより確認する。</p>	<p>一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。（地震動予報等に係る放送（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条の2第2項第3号りに規定するもの）であつて、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）</p>
	<p>地震動予報等に係る放送切替（地震動予報に係る放送を行う放送設備に限る。）</p>	<p>地震動予報等に係る放送状態にしておき、火災放送を行うことにより確認する。</p>	<p>地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うこと。</p>
	<p>回路短絡</p>	<p>警報音を放送した状態で、回路短絡を行うことにより確認する。</p>	<p>短絡した回路にあつては、短絡保護回路が遮断し、かつ、短絡した旨の表示がされるとともに、他の回路には異常がなく放送されていること。  ※ 遠隔操作器にあつては、中央管理室に設けるものを除きスピーカ回路の短絡の有無を表す表示装置は一括でもよい。</p>
	<p>音声警報音（音声警報音を発する放送設備に限る。）</p>	<p>起動操作することにより確認する。</p>	<p>感知器発報放送、火災報放送及び非火災報放送の音声警報音に著しい歪み及び音圧低下がないこと。  ※ 音響装置を付加したものにあつては、「連動停止」の状態で行うこと。</p>

	火災音信号 (火災音信号を発する放送設備に限る。)	起動装置を操作することにより確認する。	火災音信号に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※ 音響装置を付加したものにあっては、「連動停止」の状態で行うこと。
	マイクロホン (音声警報音を発する放送設備に限る。)	操作部等において音声警報音を鳴動させてマイクロホンによる放送を行うことにより確認する。	マイクロホンによる放送の起動と同時に音声警報音が停止すること。また、マイクロホンによる放送が終了と同時に、音声警報音が鳴動開始すること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	スピーカー	外形 取付状態 音圧等 鳴動	目視により確認する。 目視により確認する。 操作部又は遠隔操作器の操作により確認する。 所定の操作により、鳴動方式を確認する。

	音量調整器	非常放送状態で音量調整器を操作して確認する。	音量調整器の調整位置にかかわらず、非常用放送が有効に行われること。
	表示灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
警鐘及び ゴング等	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	機能	聞き取りにより確認する。	有効に報知できること。

### 3 総合点検

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。

点検項目	点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
音響装置及びスピーカーの音圧	音響装置及びスピーカーの取り付けられた位置の中心から前面1mの位置で騒音計（A特性）により確認する。	ア ベル及びサイレンの音圧が90dB以上であること。 イ スピーカーの音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上であること。ただし、音声警報音を発しないものは、90dB以上であること。 ウ 音声警報音を発する放送設備のスピーカーの音圧は、第2シグナルにより測定すること。
総 合 作 動	非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部の非常放送スイッチを操作し又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信することにより確認する。	火災表示及び音響装置並びにスピーカーの鳴動が正常に行われること。 ※ 非常電源に切り替える場合は、常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断して行うこと。